

平成28年 第3回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第87号

平成28年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年8月25日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成28年9月5日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成28年第3回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

平成28年9月5日（月曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 竹林 昌 秀	2番 川 西 米希子
3番 合 田 正 夫	4番 三 好 郁 雄
5番 白 川 正 樹	6番 関 洋 三
7番 白 川 年 男	8番 白 川 皆 男
9番 大 西 樹	10番 藤 田 昌 大
11番 松 下 一 美	12番 三 好 勝 利
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 田 岡 秀 俊	

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

10番 藤 田 昌 大	11番 松 下 一 美
-------------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進 議会事務局課長補佐 多 田 浩 章

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 高 嶋 一 博

企画観光課長	長 森 正 志	税 務 課 長	脇 隆 博
住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	見 間 照 史
建設土地改良課長	池 田 勝 正	農 林 課 長	森 末 史 博
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	生涯学習課長	松 下 信 重
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	山 内 直 樹

○田岡秀俊議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第3回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。

本日、平成28年第3回9月まんのう町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

朝夕は随分と涼しくなり、秋の気配が深まってまいりました。きのうはちょうど2年に1回の国指定の無形民俗文化財綾子踊りが公開をされました。天候にも恵まれまして、非常に盛大に開催されました。また、ことしは特に国指定になりましてから40年の節目を迎えました。ユネスコの世界遺産登録に向けて、今後とも推進をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

今回、上程させていただいておりますのは、平成27年度決算認定9件及び議案9件、諮問1件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○田岡秀俊議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

初めに、町長から、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項に基づく決算認定案件9件を受理いたしました。

次に、地方自治法第149条の規定に基づく議案9件を受理いたしました。

次に、人権擁護委員法第6条の第3項の規定に基づく諮問案1件を受理いたしました。

次に、組合議会関係について、平成28年5月27日、平成28年第1回中讃広域行政

事務組合議会 5 月定例会が開催され、議案第 1 号 平成 28 年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算（第 1 号）、ほか 2 件の審議がされております。

平成 28 年 5 月 27 日、平成 28 年第 1 回仲多度南部消防組合議会臨時会が開催され、議案第 1 号 仲多度南部消防組合監査委員（議会選出者）の選任について、ほか 1 件の審議がされております。

平成 28 年 7 月 25 日、平成 28 年第 2 回香川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開催され、議案第 9 号 香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について（議会選出の監査委員）の審議がされております。

平成 28 年 8 月 10 日、平成 28 年香川県中部広域競艇事業組合議会 8 月定例会が開催され、認定第 1 号 平成 27 年度香川県中部広域競艇事業組合一般会計歳入歳出決算認定について、ほか 2 件の審議がされております。

次に、監査関係ですが、まんのう町監査委員より、平成 28 年 4 月、5 月、6 月分の一般会計収支、各特別会計収支及び水道事業会計収支の出納検査、また、平成 27 年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計の定期監査報告が参っております。

次に、町長より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、報告第 1 号として、平成 27 年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告がありましたので、既に配付してある書類をもって報告にかえさせていただきます。

以上で議会報告を終わります。

日程第 1 議会運営委員会報告

○田岡秀俊議長 日程第 1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、藤田昌大君。

○藤田昌大議会運営委員長 おはようございます。心配された台風が、議運としても気をもんでいたんですが、どうも勢力が弱まって、無事開催されたこと、安心して議運委員長報告をできるようになりましたので、安心してしたいと思います。

それでは、議会運営委員会の 9 月定例会運営に関する報告を申し上げます。

8 月 31 日、午前 9 時 30 分より、第 1 委員会室におきまして、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員全員が出席しまして、9 月定例会の運営について慎重に審議いたしました。その結果を御報告いたします。

補正予算、決算認定の審査方法については、それぞれの所管の常任委員会に付託し、連合審査会（3 常任委員会合同）を開催し、審査することになりました。

それでは、お手元に配付されております議事日程第 1 号について御説明を申し上げます。

日程第 1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日より9月23日までの19日間といたします。

日程第4 町政報告

日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第8 認定第1号 平成27年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について 総務常任委員会付託

日程第9 認定第2号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

日程第10 認定第3号 平成27年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

日程第11 認定第4号 平成27年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

日程第12 認定第5号 平成27年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について 建設経済常任委員会付託

日程第13 認定第6号 平成27年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について 建設経済常任委員会付託

日程第14 認定第7号 平成27年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について 建設経済常任委員会付託

日程第15 認定第8号 平成27年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

日程第16 認定第9号 平成27年度まんのう町水道事業会計決算認定について 建設経済常任委員会付託

認定第1号から認定第9号までの9案件については関連がありますので、一括議題とさせていただきます。

日程第17 議案第1号 まんのう町企業誘致条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第18 議案第2号 まんのう町税条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第19 議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第20 議案第4号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第21 議案第5号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについて 即決でお願いします。

議案第5号が可決となれば、手続上、執行部から監査委員への意見聴取が必要なため、休憩といたします。

日程第 2 2 議案第 6 号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について 即決でお願いします。

日程第 2 3 議案第 7 号 平成 2 8 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 1 号 総務常任委員会付託

日程第 2 4 議案第 8 号 平成 2 8 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号 即決でお願いします。

日程第 2 5 議案第 9 号 平成 2 8 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号 即決でお願いします。

日程第 2 6 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について 即決でお願いします。一般質問については、9 月 6 日、7 日の本会議で行います。

以上の日程で意見の一致を見、午前 1 1 時 2 0 分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 6 条の規定により、議長において、1 0 番、藤田昌大君、1 1 番、松下一美君を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○田岡秀俊議長 日程第 3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 2 3 日までの 1 9 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、会期は 1 9 日間と決定いたしました。

日程第 4 町政報告

○田岡秀俊議長 日程第 4、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、6 月定例議会以降の町政報告をさせていただきます。

まず最初に、世界に目を向ければ、8 月 5 日から 2 1 日の 1 7 日間にわたり、地球の反

対側ブラジルのリオデジャネイロで開催されましたリオデジャネイロ・オリンピックでは、日本人選手団は金メダル12個、銀メダル8個、銅メダル21個の計41個のメダルを獲得する大活躍で、日本人選手の健闘に夜遅くまでテレビに釘づけになった方も多かったのではないのでしょうか。

また、4年後の東京オリンピックに夢をはせた子供たちも多かっただろうと思います。そういった子供たちを応援できるまちづくりを図りたいと思います。

昨年度、新たに立ち上げました子ども夢基金も、そんな子供たちの一助になればとの気持ちから創設をいたしました。

今年は、梅雨時期は例年と変わりませんでした。梅雨明けから非常に気温の高い状況が続いております。上空に太平洋高気圧が張り出し、晴れの天気が継続、加えて南米ペルー沖の海面水温が上がるエルニーニョ現象などの影響で温暖な空気に覆われ、厳しい暑さが続いております。猛暑日、熱帯夜、高温注意報という言葉が頻繁に聞くようにもなりました。

加えて台風の発生は例年を上回る発生であるのかかわらず、四国地方への8月末までの台風接近はゼロで、関東地方や北海道の東日本に上陸いたしております。

こういう状況から、香川用水は8月12日から3年ぶりの2次取水制限に入りました。台風10号の影響で若干の影響はありましたが、引き続き、予断は許さないものがあります。町内の水源には問題はありませんが、節水の励行を呼びかけたいと考えております。

次に、7月末現在の世帯数は、昨年同期に比べまして40世帯の増の7,468世帯ですが、人口は1万9,315人であり、115人の減となっております。ごさいます。

また、65歳以上の高齢者は112人増の6,677人で、高齢化率は33.79%から34.57%に微増となっており、高齢者世帯や独居世帯を含めた核家族化が引き続き進展していることを如実にあらわしているところでごさいます。

福祉関係では、乳幼児等医療費支給を子ども医療費支給に改めた条例に基づき、久しく要望のあった子ども医療費、加えて重度心身障害者等医療費、また、ひとり親家庭等医療費が、年齢によっては立てかえ払いにより申請いただくことによる無料化が、8月からは受給者証の提示により窓口での支払いが不要となる現物支給の制度に移行いたしました。これにより、保護者の皆様の事務手続の簡素化が図られ、町といたしましても事務効率が図られるものと考えております。

次に、健康増進関係では、本年も65歳以上の方を対象にインフルエンザ予防接種事業を10月1日より年度末まで自己負担金1,000円で実施いたします。また、任意接種ではありますが、同じく生後6カ月から高校3年生までの希望される方は、1回当たり2,000円を助成いたしますので、指定医療機関においてワクチン接種を受けてください。

また、昨年からは水ぼうそうが追加されましたが、本年10月からは新たにB型肝炎ワクチン接種が定期接種に加わりますので、対象者に対しまして周知に努めたいと考えております。

また、成人用肺炎球菌ワクチンについても、対象者は従来どおり2,000円で御利用いただけます。

次に、ことしで3年目を迎える子育て支援サービス事業としてのつどいの広場「ひまわり」は、7月現在登録数が51件で、対前年度で8件の増となっており、定着を実感いたしております。

また、9月より新たな子育て支援ボランティア養成講座の開講を予定しており、13名の応募をいただいております。子育て支援体制のなお一層の充実が図れるものと期待をいたしております。子供たちは町の宝であり、社会が育てていくべき役割を担っていくとの考えに立ったまちづくりを目指してまいります。

次に、健康長寿の町を目指して作成いたしました「まんのういきいき体操」が、中讃テレビで毎日お昼11時57分から放映されています。ぜひテレビをごらんいただき、楽しく体操していただき、元気で長生きを実践してください。

次に、教育関係では、国際交流の一環として例年実施しております中学生海外派遣については、生徒20名と引率教諭3名の23名が、シンガポールへ8月18日から22日までの4泊5日間で海外異文化交流に参加いたしました。今回も現地の家庭に滞在しながら、異文化交流も含めての短期留学ではありましたが、参加された生徒さんには大きな財産になったものだと感じております。帰国後、台風の関係で帰庁はおくれましたが、一回り成長した姿を見せてくれました。

学校施設整備では、老朽化が著しく、雨漏りなどがありました四條小学校校舎棟の大規模改修に着手、教室などの内装やランチルームの改装、屋根部分の防水処理などの長寿命化処理を施すことにより、子供たちに快適な小学校生活を送れる環境整備が図られるものと考えます。なお、工事期間の関係から、外装や屋内運動場につきましては次年度の施工を予定いたしております。

また、来年からの放課後児童クラブ6年生までの受け入れの態勢づくりの一環といたしまして、町産木材を利用した満濃南小学校放課後児童クラブ専用施設についても、満濃南小学校敷地内南側に建築に着手いたしました。

また、昨年9月に開園しました仲南こども園については、1年点検を実施し、ふぐあい箇所の手直しをお願いし、修復されたとの報告を受けております。

次に、町道等の維持補修及び管理について、本年度、御要望が多く寄せられておりました町道等の舗装修繕を3年計画で必要な箇所を計画的に修繕するよう指示しておりましたが、本年度の町政懇談会でも要望が大きく、切実な御要望を多く聞きました。

また、従来、地元にも御協力いただいております草刈りなどについても、高齢化の進展などにより、十分な対応がとれない等の御意見も多く耳にいたしました。したがって、新たに要望などを精査して、9月補正に町道、農道、林道の舗装修繕、草刈等維持管理費用として7,000万円程度を新たに計上させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、地方創生、地域振興について、少子高齢化、過疎化が進展する琴南地域の振興を図ることは、まんのう町にとりましては避けて通れない喫緊の課題と言えます。琴南中学校の閉校後の校舎の有効利用するための施策の模索がことなみ未来会議の中で取り組まれておりますが、このたび、集落調査の実施や住民と町との話し合いの一層の促進を図るため、佐野英信さん、宮地隆さんに集落支援員の委嘱を行いました。お二人ともに行政にも精通されておられることから、地域のサポート役、コーディネーター役を務めていただけるものと期待を申し上げておる次第でございます。

また、昨年度募集を行い、応募のなかった地域おこし協力隊について、本年度も期待と不安が相半ばする気持ちで募集を行いました。地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化が進む地方の町が都市から若者を呼び、定住、定着の支援をしながら地域の活性化に貢献してもらおうという仕組みでございます。本町におきましても過疎、高齢化の波は大きく、コミュニティの維持が困難になってきている地域もあります。今後の持続的な地域づくりを進めるための創出、その新たな担い手となる存在がますます重要となることから、まんのう町に新しい風を吹き込んでもらいたく、地域おこし協力隊制度を導入した次第です。

ふたをあけてみますと、今年度は8人の応募がありました。募集枠は3名を考慮しておりましたが、書類審査や面談を行い、今年度は2名の方をお願いすることとしました。

お一人は富山博喜さん、31歳、前住所地は東京都新宿区で、主な活動内容は、ひまわり事業の振興でございます。

もう一方は福本翔さん、33歳、前住所地は東京都大田区で、主な活動内容は、琴南地域の振興でございます。

お二方には8月16日に委嘱状を交付し、既に業務に従事されております。着任の様子やプロフィールにつきましては広報9月号に掲載しておりますので、お目通しください。

お二人の活動内容につきましては、今後も広報誌等で随時お伝えいたしますし、いろいろな行事などにも参加していただけたらと思いますので、その折にはお声かけをお願いいたします。

次に、平成29年秋に香川県立満濃池森林公園において、公益財団法人国土緑化推進機構と香川県が主催する第41回全国育樹祭が、「森を育てる豊かな暮らし 森が育む確かな未来」をテーマに開催されます。これに伴い、本年4月19日には香川県実行委員会が設置されており、本町では、8月10日に第41回全国育樹祭まんのう町実行委員会を立ち上げました。私を会長に、委員には、議会を初め町内各団体の代表者の方々及び町の課長をもって構成し、香川県の全国育樹祭基本計画に基づきながら、町独自に、また、主催者や香川県と協力し、開催地として何ができるか、皇族殿下を初め、県内外よりの5,000人の参加者にどのようなおもてなしができるのかなど、調査、研究をしてまいりたいと考えております。

また、本年11月13日に予定されております育樹祭の1年前プレ・イベント「第61回香川県植樹祭・県民育樹祭 in まんのう」にも参加し、本番に向けての参考にしていき

たいと考えております。

次に、イベント関連ですが、本年度の場合、イベントは合併10周年と連携しておりますことから、両面から御紹介させていただきます。

合併10周年記念事業、特に特別事業といたしましては、6月3日のNHK上方演芸会が琴南中央公民館で行われ、315名の方に参加いただきました。

また、7月10日には、青少年育成会議特別講演会として、尾木ママとして人気の「尾木直樹氏講演会」がまんのう町町民文化ホールで開かれ、347名の方に参加いただきました。

また、8月6日には、恒例となりましたまんのうフェスティバルが開催されました。例年を超える花火の打ち上げがあり、多くの方々に喜んでいただけたものと考えております。

また、8月20日には、まんのう町町民文化ホールで「桂文枝独演会」が開催され、380名が名人の話術に酔いしれました。

なお、冠事業でございますが、7月17日のひまわり祭りでは、去年は台風の接近で中止になりましたが、本年は帆山地区では25万本のひまわりの大輪が咲き誇り、町内外家族連れやアマチュアカメラマンで終日にぎわっていました。

また、8月13日には、ことなみサマーフェスタ2016が旧琴南中学校グラウンドで盛大に行われ、各種の催しでにぎわいを見せておりました。

また、昨日9月4日には、隔年開催の国指定の重要無形民俗文化財の綾子踊りが実施の年となっておりますことから、盛大にとり行われました。

これからの主な合併10周年記念事業といたしましては、9月の広報誌でも紹介しておりますとおり、9月10日には、特別公演会「安造田東三号墳出土 モザイク玉とその周辺」が琴南公民館で、10月29日には、まんのう町町民文化ホールで宇宙飛行士山崎直子さんをお迎えして、「夢に向かって「宇宙、人、夢をつなぐ」未来を担う子どもたちのために」との演題で特別記念講演をいただきます。加えて、10月30日には合併10周年記念式典を、同じくまんのう町町民文化ホールで実施したいと考えております。合併記念事業につきましては来年3月までを予定いたしておりますので、広報誌、告知放送などで周知してまいりますので奮って御参加をお願いいたします。

最後に、財政状況について御報告いたします。

平成27年度決算認定をお願いいたしておりますように、一般会計の決算状況は実質収支が5億3,744万8,000円の黒字となりましたが、単年度収支は3億3,740万3,000円の赤字で、実質単年度収支は7億1,967万8,000円の赤字となりました。これはひとえに子ども未来夢基金創設のためであり、一時的なものであります。

また、財政の健全化を示す各指標につきましては、経常収支比率が物件費、維持修繕費等経常的経費の増加により前年度に比べて3.8ポイント上昇、実質公債費比率は起債の繰り上げ償還などにより8.7%から8.4%に0.3ポイントの改善が見られました。公債費負担比率は長期債の元利償還金の増加等により前年度に比べて4.7ポイント上昇

しました。

以上、6月定例議会以降の町政の一端を御報告申し上げます。

なお、お手元に町政報告を御配付いたしておりますので、お目通しいたきますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町政報告を終わります。

日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、三好勝利君。

○三好勝利教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

まず、7月8日、午後1時30分より、第1委員会室におきまして、委員5人全員、執行部より、町長、教育長、総務課長、福祉保険課長、学校教育課課長補佐の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、介護保険事業計画の変更、放課後児童クラブの新築工事について、その他であります。

まず、福祉保険課長より、平成24年9月14日にまんのう町炭所西1521-1にある有料老人ホームかりんの郷、26床のうち13床分が香川県より特定施設入居者生活介護として指定を受けました。

ところが、平成28年6月24日に、香川県より、特定施設入居者生活介護は入居定員30人以上でなければいけない。有料老人ホームかりんの郷は入居定員29人以下であることから、介護サービスの種類を特定施設入居者生活介護から地域密着型特定施設入居者生活介護に指定の変更をするように要請を受けたことにより、第6期介護保険事業計画を変更する必要があり、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定はまんのう町が行うことになるとの説明がありました。

委員より、県が指定するときに入居者数について気がつかなかったのかとの質疑があり、執行部より、当初、特別養護老人ホーム等29人以下でも指定されていたため、有料老人ホームにおいても適用されると取り違えていたのではないかと答弁がありました。

委員より、地域密着型になると利用者は町内の方に限られると思うが、現在利用している方への影響はどうか。また、町外の方がどうしてもかりんの郷を利用したいとなった場合、一旦、住所を移してとなると思うが、その対策、条件などはどうかとの質疑があり、執行部より、現在、1名の方に影響が出る。その方には隣のケアハウスで対応、もしくは出身母体の自治体と協議し、継続して入所することも検討することとなる。また、施設入所の際の住所などの条件については、他町の動向を見て、ある程度の入所要件を設ける必要があるとの答弁がありました。

委員より、地域密着型になった場合、施設の条件はどうかとの質疑があり、執行部

より、有料老人ホームだけで見た場合、面積要件とかその他について規定はない。しかし、老人福祉法の中に運営に対する基準があるとの答弁がありました。

委員より、地域密着型になると指定がまんのう町となり、職員の負担がふえるのではないかとの質疑があり、執行部より、まんのう町が管理指導することになり、責任の度合いが増し、2年に1回は指導監査を実施しなければならないため、負担はふえるとの答弁がありました。

委員に計画変更について了解を求めたところ、全員の了解を得ました。

次に、学校教育課より、満濃南小学校放課後児童クラブ新築工事について7月末の発注を予定しており、総事業費7,300万円、国県の補助金3,328万4,000円、残りは合併特例債で対応する。町産材を使用し、内部はヒノキ、外部は杉板を使用し、床面積は248.43平米であるとの報告がありました。

委員より、何人収容できるのかとの質疑があり、執行部より、計画では70名であり、長炭より広がっている。現在は3年生まだが、来年4月からは6年生まで受け入れる予定であるとの答弁がありました。

この日の委員会は午後2時6分に閉会いたしました。

次に、7月26日、午後2時より、第1委員会室におきまして、委員5人全員、執行部より、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、生涯学習課長出張のため、文化財室主任主事の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、四条小学校大規模改修工事について、まんのう町「民具展示室」活性化工事について、その他であります。

まず、四条小学校の大規模改修工事の現場を、次に、旧仲南北小学校にあるまんのう町「民具展示室」をそれぞれ視察いたしました。

その後、第1委員会室におきまして、文化財室より、4教室に1,100点の民具があり、それを展示や米づくり、稲作関係の体験ができ、歴史に触れられるような資料館をつくりたいとの説明があり、委員より、資料館をつくる目的はとの質疑があり、執行部より、民具は一番身近な歴史であるということがまずある。ただ見るだけではなく、現代の子供たちではイメージがつかない体験をすることで学べる場としたいとの答弁がありました。

委員より、具体的な日程はとの質疑があり、執行部より、工事は8月末から、1月末工事完了、年度末には展示も終えたい。工事費は設計額で1,500万円くらいであるとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、四条小学校の大規模改修工事について、7月5日に設備工事の入札を行い、三喜工事株式会社が落札、工期は7月5日から12月28日までで、契約金は4,752万円であるとの報告がありました。

また、まんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例施行規則の一部改正について説明があり、保育料について国からの通達があり、4月1日にさかのぼり、ひとり親世帯の負担額が減額となり、第2子については半額にすることになっ

た。減額される保育料は国からの交付金で補われることになる。教育委員の了解はもらっているとの報告を受けました。

この日の委員会は午後5時に閉会しました。

次に、8月22日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員4人、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

町長挨拶の後、四条小学校大規模改修の現地調査、満濃農改センターで実施している子育て支援サービス事業「つどいのひろば」を視察しました。

その後、第1委員会室に戻り、所管課より事務報告がありました。

まず、琴南支所長より、内科・歯科両診療所の4月から7月の診療状況について報告を受けました。

委員より、歯科診療所の先生が変わって順調にいつているかとの質疑があり、執行部より、評判も上々で順調にいつているとの報告がありました。

次に、住民生活課より、行事報告、人口・世帯数・高齢化率、各種受け付け件数・発行件数の報告、環境では、燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみ等の収集状況、不法投棄処理件数等の報告を受けました。

委員より、不法投棄の処理件数がふえているが、原因等についてはわかっているのかとの質疑があり、執行部より、パトロールでの収集や警察・職員からの通報により処理しているが、ふえた理由等については特定できていないとの答弁がありました。

また、委員より、前回の報告のときに監視カメラを設置するという話があったが、その後の状況はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、広報などを通じて町内に不法投棄の防止を呼びかけているが、後を絶たない状況である。また、カメラはダミーではあるが準備をし、申し出があれば出せるようにしているが、今のところ要望がないとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、各種事業報告、各種医療の状況、国民健康保険給付の状況、後期高齢者の医療費、介護保険の状況、地域包括センターなどの状況説明があり、この中で、敬老行事として平成28年度100歳の方、男性2名、女性9名に内閣総理大臣表彰が贈られる。また、101歳以上12名、100歳8名の方への町長訪問が実施されとの報告がありました。

委員より、高齢者の方の困りごとの一つに散髪が上げられると思う。ひとり暮らしや車がないということで困っている。地域包括支援センターの運営協議の中に、美容師さんに加わってもらうわけにはいかないだろうかとの質疑があり、執行部より、新しい総合事業の中で、条件つきで、誰でも利用できるわけにはいかないが、訪問事業の中で検討していきたいと思うとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、母子手帳等交付の状況報告、事業などの報告、B型肝炎ワクチ

ンの予防接種について説明があり、ことし10月から定期接種になり、生後2カ月、3カ月、7から8カ月に1回の計3回、対象は平成28年4月以降に出生したゼロ歳児に個別通知していく。国は1歳を超えてからの接種は任意接種としているため、1歳までに接種するよう指導していきたいとの報告がありました。

委員より、B型肝炎の集団ワクチン接種対象を4歳までにならないかとの質疑があり、執行部より、定期接種の対象がゼロ歳児となっており、100%に近い接種を目指している。1歳から4歳児まで接種枠を拡大すると任意接種になることから、接種拡大は難しいとの答弁がありました。

また、委員より、子育て支援事業「つどいのひろば」について、場所によって条件が違い、日程も調べないとわからない。拠点を持つべきではとの質疑があり、執行部より、準備物があるため移動とかの手間がかかる。対策を検討しているとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、各種行事報告、町内児童・生徒・入所児数について、仲南こども園1年点検について、工事発注状況・施工状況について説明があり、仲南こども園1年点検については、平成28年6月14日に建物の内外部、屋上、電気設備、機械設備について95項目を実施したとの報告がありました。

また、生涯学習課より、主要行事、図書館、スポーツ施設の利用状況の報告がありました。

委員より、今回の仲南こども園の1年点検の中での手直しは想定内の結果かとの質疑があり、執行部より、手直し状況は想定内の結果であるとの答弁がありました。

また、委員より、仲南小学校のトイレの改修はどういう内容かとの質疑があり、執行部より、洋式化を進めている。男子児童の中に小便器でできない児童がふえて、洋式化の要望が多いとの答弁がありました。

また、委員より、四条小学校の図書室の改修も行っているが、図書館司書が来ると聞いたがとの質疑があり、執行部より、学校司書に全校を回ってもらい、学校図書館の機能向上を図りたいと考えている。また、今回の改修により塗装の改修ができていない部分があるが、この対応については来年の夏休みに対応したいとの答弁がありました。

また、中学生の全国大会参加補助について説明があり、学校の部活に関しては、学校教育課より旅費、宿泊費の経費が出ている。生涯学習課のほうからは、町民の方が全国大会に出場した場合には、全国大会参加奨励金が出ている。今年度から金額を増額しており、上限額も20万円に引き上げたとの報告がありました。

これに対して、委員より、全国大会出場は喜ばしいこと、町として十分な対応をお願いしたいとの要望がありました。

また、満濃中学校グラウンドの排水工事について、8月9日から工事を実施し、完了しているとの報告がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後4時に委員会を閉会いたしました。

教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る8月23日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他であります。

まず、町道榎林佐岡線道路改良事業、28年災河川災害大谷川左右岸、28年災道路災害長谷線、仲南地区塩入新水源、町道大口新目線道路改良事業をそれぞれ視察いたしました。

その後、第1委員会室におきまして、地籍調査課より、事業報告のほか、今年度の調査日程について説明がありました。

委員より、平成28年度の調査費用はとの質問がございました。

執行部より、事業費として3,600万円で、委託料として3,200万円となっているとの答弁がございました。

委員より、筆界未定のケースはあるのかとの質問がありました。

執行部より、毎年度、一、二件はある。しかし、その処理は当事者間で行うことになる旨の説明は十分行っているとの答弁でございました。

次に、農林課より、農業委員会定例会等の実施状況や行事報告、まんのう町で実施される全国育樹祭のプレ育樹祭が11月13日に行われることの説明がございました。

委員より、農業委員会の中で除草作業について問題提起したのか。地域で動くにも動きようがないとの質疑があり、執行部より、農業委員より所有者に働きかける。それで動かない場合は通知を出す。それでも動かない場合は、勧告もあり得る。今後も積極的に農業委員に働きかけたいとの答弁でございました。

委員より、ヒマワリ作付に対する補助金について、管理の仕方によって考えるべきだ。補助金の執行は慎重にしてほしいという意見がございました。

執行部より、まんのう町はヒマワリをまちおこしのメインに出している。作付者にはそ

れにふさわしいものになるよう管理等をしてもらいたい。意味のある助成ができるよう努めていきたいとの答弁がございました。

また、ヒマワリ収穫用コンバインの試験運転を行った。馬力は40馬力、価格は税込みで709万1,280円であるとの報告がございました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業の進捗状況、ため池の貯水状況、ため池ハザードマップ作成業務、平成28年度多面的機能支払交付について、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道・農業集落排水事業、民間住宅耐震支援事業、新水源概要について、それぞれ説明と報告がありました。

委員より、ほたる見公園のボタン園の管理や危険場所の対応はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、危険箇所に関しては早急に対応したい。ボタン園に関しては、ほたる見公園の中にあり、ほたる見公園の維持管理は年間を通して業者委託している。したがって、ボタン園の維持管理もその中に含まれますとの答弁でありました。

次に、水道課より、水道水は水道法及び町独自の水質基準による適切な水質管理により、安全な水の給配水を行っていること、各浄水場における有収率について、配水池ごとの漏水調査に重点を置き、有収率向上に努めていること、水道用水源の貯水状況から、まんのう町については水不足の心配はない見込みであること、未収金については給水停止を視野に入れた催告業務を実施していること、工事発注の進捗状況などについて説明がありました。

委員より、漏水は配水管の老朽化によるものではないのか、対策はないのかとの質疑があり、執行部より、一概に老朽化だけではなく、地形も関係しており、なかなか計画的な対策は難しいとの答弁でありました。

また、委員より、給水停止を行う場合は、家庭状況等を十分に把握して、慎重に実施するようにとの意見がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後4時40分に委員会を閉会いたしました。

これで、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 四国地方整備局の香川河川道路工事事務所が猪ノ鼻トンネルの開削工事やっております。そして、国道32号は、最近、線形改良とか結構着手してくれているようですが、これについて所管課から、国の直轄事業でありますけれども、委員会から報告があったのか、なかったのか、あったかなかなかただで結構です。御説明を願います。

○田岡秀俊議長 委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 今の件でございしますが、事業課のほうからの報告はございません。したがって、その件は取り上げておりません。以上です。

○竹林昌秀議員 了解しました。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ここで、議場の時計で10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題いたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る8月25日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5名、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、所管課長の出席のもと、総務常任委員会を開催しました。

議題は、所管事務調査、その他についてです。

まず、総務課長より、事業報告、火災・救急出動報告、交通事故発生状況報告、高齢者免許返納者状況、選挙人名簿登録者数、防災出前講座、交通事故発生日報等について報告がありました。

次に、7月10日執行の参議院議員通常選挙について、投票状況について、県内との比較、投票所別投票率、年齢別投票率等詳しく説明がありました。

委員より、参議院選挙の結果、投票率が県下の平均を下回っている。高齢化が原因になっているのかもしれない。また、今回から選挙権が18歳以上となったが、若年層の投票への意識に対する対策はどのように考えているかとの質疑があり、執行部より、選挙権が18歳以上となったが、特に19歳から21歳の率が低いのは、進学の関係で、住所はあるが、実際にはこちらにいない。不在者投票の簡素化も必要なのかもしれない。次に向けて投票への呼びかけ、啓発、周知の方法についてどういう方策がとれるのか真剣に協議し、投票率向上に向けて努力したいとの答弁がありました。

委員より、高齢者の免許返納に対して、デマンドタクシーの利用に対して1年間優遇されているが、交通機関の不便な中で、優遇期間の延長できないのか。工夫すれば予算も捻出できるのではないかと質疑があり、執行部より、本町の場合、免許を返納すると、交通機関を考えた場合、買い物、通院に不便さを感じる。免許を返納された方々へできるだけ支援ができるよう知恵を出していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、防災士、現在、町内に13名いると思うが、どのように活動してもらうか考えているかとの質疑があり、執行部より、防災のリーダーとして自助・共助の啓発、意識の啓発など、町が率先するのではなく、組織化して独自で活動できるよう真剣に勉強していきたいとの答弁がありました。

次に、企画観光課より、中讃広域行政組合企画協議会、定住自立圏形成、出資法人関係で土地開発公社、ことなみ振興公社、仲南振興公社、グリーンパークまんのうの実績報告、コミュニティー・自治会関係、人権啓発事業報告、地方創生推進、商工観光関係事業等についての報告がありました。

委員より、定住自立圏について、圏域内からの提案はどんなものがあるかとの質疑があり、執行部より、有害鳥獣対策を広域で対応できないか、広域観光の推進ということで、金毘羅街道の利活用・レンタサイクル整備事業、また、女性活動推進のための連携共同事業に基づく施策ができないものかといった提案があるとの答弁がありました。

委員より、中讃地区の拠点として「ホール」が必要なのではないかという意見があり、町長より、丸亀、善通寺の市民会館がちょうど建てかえの時期を迎えている。中讃広域で取り組んで立派なホールをつくってはどうかという提案をさせてもらっているが、場所的な問題があるとの報告がありました。

委員より、ことなみ未来会議について、琴南が発展していけるかどうか、この会議も大きくかかわっていくと思うが、早急にまとめ、実行に移してほしいとの意見があり、執行部より、現在、徳島大学への委託事業により、山間地域の高齢化の進んだ住民の今ある生活をどのようにすべきかということで、地域を回り、集落状況調査を実施している。また、旧琴南中学校の利活用検討会のメンバー募集をしたところ、若い方を入れて21名が集まった。8月30日に第1回目の会議を開くとの報告がありました。

委員より、ことでの乗降者数等、交通量の流れや観光客の流れはわからないかとの質疑があり、執行部より、ことでんに確認する等して調査してみたいとの答弁がありました。

委員より、広報等の配布について、自治防災や安否確認につながるので、自治会を通して配ることを検討願いたいとの意見がありました。

次に、税務課より、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、町民税の調定額について説明があり、小型特殊自動車の登録について、事業所等を通じて協力を呼びかけ推進することの報告がありました。

委員より、農耕作業車の税額はとの質疑があり、執行部より、今年2,400円で、1,600円から増額となったとの答弁がありました。

次に、会計室より、平成27年度の一般会計、各特別会計の歳入歳出決算について報告がありました。

次に、琴南支所より、事業報告、琴南農改センター、琴南総合センターの利用実績について報告がありました。

委員より、7月17日のそば栽培体験事業説明会の参加者について、町内、町外の人数

はわかるかとの質疑があり、執行部より、正確な人数はわからないが、ほとんどが町外の方ですとの答弁がありました。

次に、仲南支所より、事業報告、マイクロバス利用状況、仲南支所周辺整備工事について、今年の仲南地区の町民バレーボール大会は94チームの参加であるとの報告がありました。

委員より、仲南公民館解体工事に際し、備品の販売時に事前に住民への周知はしたのかとの質疑があり、執行部より、告知放送で事前に放送したとの答弁がありました。

アスベスト除去について、専門業社において処理をしているとの説明がありました。

委員より、公民館の解体進捗率が40%だが、工期に間に合うのかとの質疑があり、執行部より、今の時点では工期内の完了に向けて施工しているとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、12時ちょうどの委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第8 認定第1号 平成27年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第2号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第3号 平成27年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第4号 平成27年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第5号 平成27年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第6号 平成27年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第7号 平成27年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第8号 平成27年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第9号 平成27年度まんのう町水道事業会計決算認定について

○田岡秀俊議長 日程第8、認定第1号 平成27年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第2号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会

計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第3号 平成27年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第4号 平成27年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第5号 平成27年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第6号 平成27年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第7号 平成27年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第8号 平成27年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、認定第9号 平成27年度まんのう町水道事業会計決算認定について、以上、認定第1号から認定第9号までの9案件について、会議規則第37条により、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、認定第1号 平成27年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成27年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成27年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成27年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成27年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成27年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 平成27年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号 平成27年度まんのう町水道事業会計決算認定について、以上、認定9件の概要説明を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算額が143億4,566万6,620円、歳出決算額が136億8,445万6,223円となったことから、歳入歳出差し引き残額は6億6,121万397円で、翌年度へ繰り越すべき財源の1億2,376万3,000円を差し引いた翌年度への繰越額は5億3,744万7,397円でございます。このうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金はございません。

また、年度末地方債残高は123億5,536万8,000円で、前年度比7億1,156万6,000円の増となっております。これは、平成27年度に5億8,000万円の繰上償還をしたものの、地域振興基金の原資である合併特例債を9億5,000万円借り入れたことによるものでございます。

特別会計全般の地方債残高につきましては、起債の償還終了及び地方債発行額の減少により、前年度に比べて2億2,614万9,000円の減となっております。

次に、認定第9号の水道事業は、住民の日常生活や社会経済活動を支えるライフラインとして重要な役割を果たしており、本町水道事業は安全で安心な水を安定して供給できるよう常に効率的な事業運営に努めております。

平成27年度の給水人口は1万1,344人、給水戸数3,878戸、年間総配水量133万9,000トン、年間総有収水量118万6,000トン、有収率88.52%となりました。

また、決算状況は収益的収支において純利益となり、資本的収支において生じた資金不足は損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填をいたしました。

認定第1号から認定第8号までは、地方自治法第233条の3、認定第9号につきましては、地方公営企業法第30条の4の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

なお、地方自治法第233条の5の規定により、主要施策の成果報告書をあわせて提出いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

要点説明につきましては、会計管理者及び水道課長より説明をさせますので、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 会計管理者、仁木正樹君。

○仁木会計管理者 ただいま上程いたしました認定第1号から第8号のうち、町長から御説明申し上げました一般会計を除いた特別会計につきまして、決算額を読み上げ報告とさせていただきます。

それでは、213ページをお開きください。

日程第2号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算でございます。

歳入決算額25億6,362万2,854円、歳出決算額25億5,382万6,138円、歳入歳出差し引き残額979万6,716円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円、翌年度へ繰越額979万6,716円となります。

26年度に対し、歳入歳出ともに約12.2%の増となっております。

次に、261ページをお開きください。

平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定歯科）歳入歳出決算でございます。

歳入決算額529万7,284円、歳出決算額529万7,284円、歳入歳出差し引き残額ゼロ円、翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度へ繰越額ともにゼロ円となります。

次に、275ページをお開きください。

平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計（直診勘定内科）歳入歳出決算でございます。

歳入決算額6,040万1,563円、歳出決算額6,040万1,563円、歳入歳出差し引き残額ゼロ円、翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度へ繰越額ともにゼロ円となります。

26年度国民健康保険特別会計の直診勘定及び診療所特別会計の合計に対し、27年度国民健康保険特別会計直診勘定の歯科と内科の合計で比較しますと、歳入で約33%の減、

歳出で約32%の減となっております。

299ページをお開きください。

認定第3号 平成27年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額2億4,629万2,764円、歳出決算額2億4,089万3,745円、歳入歳出差し引き残額539万9,019円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円、翌年度へ繰越額539万9,019円となります。

26年度に対し歳入で約3.6%の減、歳出で約2.1%の減となっております。

319ページをお開きください。

認定第4号 平成27年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額23億7,121万2,080円、歳出決算額22億9,241万4,237円、歳入歳出差し引き残額7,879万7,843円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円、翌年度へ繰越額7,879万7,843円となります。

26年度に対し歳入で約0.8%の増、歳出で約2.6%の増となっております。

367ページをお開きください。

認定第5号 平成27年度簡易水道特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額2億3,675万7,633円、歳出決算額2億2,238万651円、歳入歳出差し引き残額1,437万6,982円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円、翌年度へ繰越額1,437万6,982円となります。

26年度に対し歳入で約1.2%の増、歳出ではほぼ同額となっております。

391ページをお開きください。

認定第6号 平成27年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額1億9,994万4,211円、歳出決算額1億9,695万9,608円、歳入歳出差し引き残額298万4,603円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円、翌年度へ繰越額298万4,603円となります。

26年度に対し歳入で約7.4%の増、歳出は約7%の増となっております。

417ページをお開きください。

認定第7号 平成27年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額3,211万3,475円、歳出決算額3,065万9,637円、歳入歳出差し引き残額145万3,838円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円、翌年度へ繰越額145万3,838円となります。

26年度に対し歳入で約7.8%の減、歳出で約7.2%の減となっております。

435ページをお開きください。

認定第8号 平成27年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額5,479万2,529円、歳出決算額5,479万2,529円、歳入歳

出差し引き残額ゼロ円、翌年度へ繰り越すべき財源、翌年度へ繰越額ともにゼロ円でございます。

26年度に対し、歳入歳出ともに約8.9%の減となっております。

最後に、451ページからは財産に関する調書でございます。

なお、執行内容等詳細につきましては、付託予定であります常任委員会の連合審査におきまして、担当課長より御説明申し上げます。

以上、御審議いただき、御認定のほどよろしくお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 水道課長、天米賢吾君。

○天米水道課長 それでは、認定第9号 平成27年度まんのう町水道事業会計の決算の概要について説明をさせていただきます。

別冊の認定書の第9号、1ページをお開きください。

1ページ、収益的収入及び支出であります。

まず、第1款の事業収益総額が3億383万681円、内訳としまして、第1項営業収益は2億5,117万7,510円、第2項営業外収益が5,264万5,784円、特別利益7,387円であります。

なお、収入の総額から備考の借り受け消費税を差し引きまして、税抜きの決算額が2億8,523万4,507円となっております。

続きまして、支出であります。第1款の水道事業費用総額2億6,369万4,396円、内訳としまして、第1項営業費用が2億3,791万8,423円、第2項営業外費用が2,577万5,973円あります。支出総額から備考の仮払い消費税を差し引き、税抜き決算額が2億5,341万3,413円となり、3ページの損益計算による決算額は、当年度純利益が3,182万1,094円となりました。

続きまして、裏面の2ページをお開きください。

まず、第1款資本的収入総額が3,636万6,944円、内訳としまして、第1項企業債が3,000万円、第3項補助金として451万4,000円、第5項負担金が185万2,944円となっております。

続きまして、支出としまして、第1款資本的支出総額が1億6,967万3,719円、内訳としまして、第1項建設改良費が1億912万392円、第2項企業債償還金が6,055万3,327円となっております。

なお、この資本的収入が支出に対して不足しております1億3,330万6,775円につきましては、消費税資本的収支調整額で808万2,992円及び当年度損益勘定留保資金で4,453万5,408円、過年度分損益勘定留保資金で8,013万8,652円及び資産減耗費で54万9,723円で補填をしております。

以上、御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

質疑に入る前に、監査委員が議場におられますので、審査の報告をお願いいたします。

監査委員、松下一美君。

○松下一美監査委員 それでは、日程第1号から第9号につきまして、決算審査の報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました平成27年度まんのう町一般会計歳入歳出決算、同年度各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算並びに基金の運用状況を審査した結果を御報告申し上げます。

去る8月18日、町役場におきまして、増田代表監査委員と私で決算の審査を行いました。

審査は決算書、関係帳簿、証拠書類により行いました。

審査の結果につきましては、審査に付された歳入歳出決算及び書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されておりました。

決算の計数につきましても、関係諸帳簿と照合した結果、正確であることを認めます。

また、基金の運用につきましても、適正な運用がなされていることを認めました。

ただし、収入未済額の徴収については、各課によって対応しているが、徴収体制についてばらばらの対応が見られる。中でも、不納欠損処理後の入金等が一部に見られる。今後は複数の職員による徴収、また、マニュアル等の整備等、速やかに改善を図られたい。

以上で、決算審査の報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これより、認定第1号から認定第9号までの9案件に対しての質疑に入ります。本案件は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 水道事業の決算報告を見ますと、水道課長、手際よく経営されて、収入は減りましたが、それ以上に支出を減らして、損益計算を見ると純利益を出す決算となっております。お礼を申し上げたい。

それだけではなくて、収支がよくなれば、料金を下げるという見当もできるのかなど。このあたりを常任委員会で審議していただくようお願い申し上げたいということでありませぬ。

ただ、単年度を見ても、こういう判断は簡単にできるわけではなく、県下の水道統合という視界もあって、容易な判断は難しいとは思いますが、総合的な勘案をお願いしたい。

こうした視点を取り入れる用意があるのかどうか、検討する余地があるのかどうか、御答弁願いたい。以上です。

○田岡秀俊議長 水道課長、天米賢吾君。

○天米水道課長 竹林議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

まず、水道料金単年度で利益ができたからといって、そう簡単に水道料金を値下げをす

るとか、赤字であったから値上げをするかとかいったことは、やはり5年、10年の営業成績を勘案のもとに議論に入るべきであるものでありまして、単純に二、三年黒字であるからといって、値下げに踏み切るものではないと思っておりますし、今後、給水人口も減ってくることも大いに勘案されますので、そういったものが今後の資本的投資に対して、たとえ10年黒字があったとしても、値下げということにはならないと思います。やっぱり資本的な投資、老朽化も進んできますんで、そういったものに対しての貯蓄といいますか、そういうものにためておく必要があるかと思えます。

また、広域化の関連についての考え方につきましては、今、鋭意検討を行っておりますので、結論が出ましたら、速やかに常任委員会等で報告をさせていただきますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質疑、竹林議員、委員会付託を予定しておりますので、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。

○竹林昌秀議員 委員会で審議をしていただく観点を述べているわけでありまして、水道課長の提示された観点、総合的に中長期視点になって、複合的な検討をされることを期待します。以上です。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております認定第1号は総務常任委員会に、認定第2号、第3号、第4号、第8号の4案件は教育民生常任委員会に、認定第5号、第6号、第7号、第9号の4案件は建設経済常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第17 議案第1号 まんのう町企業誘致条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第17、議案第1号 まんのう町企業誘致条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第1号のまんのう町企業誘致条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本条例は企業誘致を促進し、あわせて地元雇用の拡大を図ることを目的としておりますが、今回、対象要件を緩和することで、企業誘致をより促進させようとするものでございます。

改正内容につきましては、現在の助成措置の交付対象施設を工場、試験研究施設に、また、新たに情報処理関連施設、旅館、観光施設、道路貨物運送業を加えるとともに、新設に限っていた指定を拡大して、増築・改築事業の再開を加えるものでございます。

また、新たな要件として、町税、手数料、使用料等の完納を今回の改正で加えておりま

す。

御審議の上、御議決賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第2号 まんのう町税条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第18、議案第2号 まんのう町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号のまんのう町税条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

この改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第133号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第38号）、地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成28年総務省令第39号）が平成28年3月31日に、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第226号）が平成28年5月25日にそれぞれ公布されたことに伴う所要の改正でございます。

改正内容につきましては税務課長より説明させますので、御審議の上、御議決賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 税務課長、脇隆博君。

○脇税務課長 それでは、議案第2号のまんのう町税条例の一部改正につきまして、その主な改正内容を説明させていただきます。

1ページ、第18条の3の軽自動車税を種別割に変更する法律改正に合わせての改正でございます。

1ページから3ページにかけての第19条は、修正申告の提出、税額増加の変更があった場合、町民税について期限内・後申告書が提出され、税額減少申告があった後、増額更生等があった場合、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することに伴う所要の規定の整備でございます。

3ページ、34条の4、法人税割の税率は、法人税割の税率変更で100分の9.7から100分の6.0に改めるものであります。これは、消費税率10%段階において、地

域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、一部を交付税の原資化にするものでございます。

3ページから5ページにかけての43条の普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収は、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することに伴う所要の規定の整備でございます。

5ページから7ページにかけての48条の法人町民税の申告納付は、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することに伴う所要の規定の整備でございます。

7ページから9ページにかけての50条の法人町民税に係る不足税額の納付の手続は、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することに伴う所要の規定の整備でございます。

9ページの80条の軽自動車税の納税義務者等は、環境性能割の納税義務者についての規定すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備でございます。

10ページ、81条は、軽自動車税のみならず課税についての規定で、法律改正に合わせての改正でございます。

10ページ、81条の2は、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲についての規定で、法律改正に合わせての改正でございます。

11ページから12ページ、81条の3、81条の4、81条の5、81条の6、81条の7、81条の8は、それぞれ法規定の新設に合わせての新設でございます。

12ページから17ページ、82条、83条、85条、86条、87条、88条、89条、90条、91条は、法律改正に合わせての改正でございます。

17ページ、附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の改正でございます。

18ページ、附則第15条の2、15条の3、15条の4、15条の4、15条の5、15条の6は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収、減免、申告、徴収取扱費の交付、税率の特例で、法規定の新設に合わせての新設でございます。

19ページ、20ページ、附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例で、グリーン化特例の1年延長及び環境性能割導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するなどの規定の整備でございます。

21ページから24ページの20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例は、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するものでございます。

24ページから28ページ、20条の3は、20条の2を新設することに伴う条ずれによる所要の改正でございます。

29ページ、第2条でございます。

第2条は、平成26年まんのう町税条例第14号の改正でございます。

附則第6条は法律改正にあわせた改正で、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備でございます。

今回の条例改正につきましては、平成29年1月1日から施行予定でございますが、第1条中第34条の4及び80条、第81条から第81条の8まで並びに第82条、第83条及び第85条から第91条まで、附則第15条の2から第16条及び第20条の3、第2条の規定については平成29年4月1日施行予定でございます。

第1条中附則第6条につきましては、平成30年1月1日施行予定でございます。

なお、この改正で平成29年1月1日改正は、税額の変更等があった場合の町民税、法人町民税の延滞金の計算、特例適用利子や条約適用配当等の個人住民税の課税の特例の字句の変更等でございます。

平成29年4月1日施行予定につきましては、消費税10%導入時点における改正でございます。消費税10%につきましては、平成28年8月24日の閣議決定で平成31年10月1日に変更することが確認されておりますので、正式に法律改正が行われますと、これに合わせてまた条例改正が来るものと考えております。このときの条例改正では、今回の改正がなされたものとして改正案が来ますので、今回、改正をしておく必要がございます

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本案件は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第19 議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第19、議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第3号のまんのう町国民健康保険税条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

この改正は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が平成28年5月25日に公布されたことに伴う所要の改正でございます。

改正内容につきましては税務課長より説明させますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 税務課長、脇隆博君。

○脇税務課長 それでは、議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について御説明をいたします。

この改正は、外国居住者等所得相互免除法の改正に伴う改正でございます。

1ページをごらんください。

特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例で15項の新設でございます。

町民税で分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるとするものでございます。

特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例で16項の新設でございます。

町民税で分離される特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるとするものでございます。

附則17項、18項は、15項、16項の新設に伴う項ずれでございます。

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本案件は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第4号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第20、議案第4号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第4号のまんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本改正案の要旨は、非常勤特別職の報酬を定めた別表第1のうち委員の職名を改正しようとするものでございます。

学校教育法施行令第18条の2において、市町村の教育委員会は障害のある児童の就学先の認定に際して保護者及び専門的知識を有する者の意見を聞くとうたわれております。まんのう町教育委員会では、まんのう町心身障害児就学指導委員会規則を設け、委員より意見聴取を行ってまいりました。その後、国においては、盲学校、聾学校、養護学校を特別支援学校に、特殊学級を特別支援学級と文言の改正を行っております。本町においても、

特別支援教育委員会と規則名の改正をいたしておりますが、非常勤特別職の報酬を定めた別表第1において、職名が従前のまま心身障害児就学指導委員会委員であるため、特別支援教育委員会委員に改めようとするものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第5号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについて

○田岡秀俊議長 日程第21、議案第5号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第5号のまんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることにつきまして、その提案理由を申し上げます。

契約後5年を経過したまんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業は、維持管理運營業務に移行して4年目に入っております。この事業の実施内容について、私は第三者による監視が必要であると考え、事業を開始した平成23年度から個別外部監査を実施してまいりました。

昨年の監査においては、過去の監査の指摘事項に対しては進捗状況に差はあるものの、おおむね真摯に対応できている旨、評価され、施設の維持管理状況も問題なく、また、図書館運営業務及び地域開放運営業務に関する利用者へのアンケート調査結果においても評価が高く、問題なく遂行されていると評価されました。

なお、満濃中学校への監査からは、日常業務及びトラブル時の対応に係る業務遂行状況に関して学校側は満足し、高く評価しているとの報告も受けております。

一方で、業務に関する報告書の様式の簡素化等を通じ、事務負担の軽減と業務の効率化を図ること、図書館システムデータに対するバックアップ方法の検討を行うことなどについても、継続して改善が必要とされております。

これらの指摘事項に対しましては、事業者との協議、また、事業者への申し入れを行い、利用者に対しより質の高いサービスが提供できるよう施設の運営に臨んでいるところでございます。

維持管理運営業務において特に問題はないとのこれまでの監査結果を受け、本年度につきましては、本町のモニタリング状況及び過去に指摘された事項の改善状況の2点を監査対象とした個別外部監査を実施いたしたいと考えており、去る7月25日に本町監査委員に対し個別外部監査にて監査を実施することを求め、7月29日付で個別外部監査が相当であるとの回答をいただいております。

このことから、地方自治法第252条の41第4項により準用される同法第252条の39第4項の規定により、官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査を実施することについて議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御議決賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号が可決されましたので、ここで手続上、執行部から監査委員への意見聴取が必要なため、13時30分まで休憩いたします。

休憩 午後11時50分

再開 午後 1時30分

○**田岡秀俊議長** それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第22 議案第6号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について

○**田岡秀俊議長** 日程第22、議案第6号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** ただいま上程されました、議案第6号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本町が実施いたしておりますまんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業は、25年間の長期契約により実施する事業であり、多くの業務があり、それぞれ専門的な理解を深めなければ監査の実施が難しいことから、昨年度に引き続き、本町が適切に監査を行える監査人であると認めた、高松市藤塚町一丁目2番1号、三和会計事務所に所属の税理士、米田守宏氏と、来年3月末まで268万円にて個別外部監査契約を締結しようとするものでございます。

なお、このことにつきましては、御配付をいたしております意見書のとおり、本町監査委員より妥当であるとの意見をいただいております。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○**田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番、竹林昌秀君。

○**竹林昌秀議員** 官民連携事業における個別外部監査は、町長の議案第5号の提案理由、それから監査委員が妥当と認める意見書、そのとおりであると、私も立派な委託先を選んでいただいて、成果を発揮していると思っております。

税理士さんであります、地方自治法体系や諸法令にも通じており、制度的な整合性、それから運用、経営のノウハウについても的確に御指導いただいていると思います。

私が懸念しますのは、立派な外部監査に任せておいていいのかであります。執行部からの意見が提出されない。我がPFI事業においては、品質問題は解決に至りましたが、この後、評価と点検をどのように行っていくか、これは教育民生常任委員会に委ねられた大きな懸案事項であります。職員が前回の外部監査で出された意見に対してどのように対応したかの一覧表を作成することを求めます。職員が的確に評価項目をもって、評価視点をもって運用しなければ、外部監査に頼り切りになることを私は懸念します。弁護士には依頼主である我々が注文をつけて、やっと弁護士の見識が発揮されるのであり、委託契約においては、指定管理者においては、PFI契約においても、発注者の視点が大事であります。このために、とりあえず外部監査契約の前回求めたものを評価するものを作成していただけるのかどうか、趣旨には最も賛成するわけではありますが、運用するに当たって、職員の力量をつける努力をすることを求めたい。町長の意見を問います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

外部監査の方法で、外部監査を通じていろいろ監査の要点等をしておるところでありまして、今までの外部監査の結果、昨年までは9項目に重点を置いて監査をしておりました。その7項目については、ほぼ順調に進んでおるということで、今回は要点等も絞っております。そういったことで、今まで行ってきた報告書等は出ささせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 外部監査報告、今、提出されているものは、前での外部監査報告からどのように町が対応したかを外部監査法人自体がトレースされてて、それは立派です。町自身がやって、町の物の見方と監査委員の物の見方を照らして町の監査委員に見てもらおうというふうな、そういうことを求めたいわけであります。

私は、今回の外部監査に出て、前回やった、このように進捗していると評価してることは認めますけれども、私が大事と思っていることで、それから漏れていることがありまして、これはこの後の委員会審議とかに委ねたいと、本会議で論議するほどのものでもないと思っております。以上であります。よろしく御対応お願いいたします。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑は。

7番、白川年男君。

○白川年男議員 この費用は、最初のころは国のほうから出ったと思うんですけど、今回についても、国いうんか、この費用の出どころはどこからでしょうか、それをちょっと確認しておきます。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、高嶋君。

○高嶋総務課長 白川議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

この外部監査にかかわる費用につきましては、特別交付税のほうで措置をされておりますので、実際に町のほうから負担することはございません。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第7号 平成28年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号

○田岡秀俊議長 日程第23、議案第7号 平成28年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第7号 平成28年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,969万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億9,969万5,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、5ページの第2表をごらんください。

これは、起債の目的にあるそれぞれの事業について、追加及び変更分を記載いたしております。

それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

歳入でございます。

第12款分担金及び負担金は20万円の増額です。これは、小規模ため池防災特別対策事業分担金の増額によるものでございます。

12ページをお開きください。

第13款使用料及び手数料54万円の増額は、使用料、衛生使用料の増額によるものでございます。

13ページをごらんください。

第14款国庫支出金2,447万8,000円の増額は、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金において、介護ロボット等導入支援事業特例交付金100万円を新規追加計上し、第6目の災害復旧費国庫補助金において、現年度道路橋梁及び河川災害復旧費補助金を合わせて2,347万8,000円追加計上するものでございます。

14ページをお開きください。

第15款県支出金は3,647万7,000円の増額でございます。これは、第2項県補助金、第2目民生費県補助金において、特別弔慰金支給事務交付金を7万4,000円及び香川県警察本部補助金を30万円新規追加計上し、第4目農林水産業費県補助金において、畜産クラスター事業補助金を3,148万3,000円新規追加計上、小規模ため池防災特別対策事業補助金220万円を増額しております。また、第7目教育費県補助金において、心の交流事業補助金を22万円、中学校事務職員配置支援事業補助金を220万円新規追加計上するものでございます。

15ページをごらんください。

第17款寄附金1,800万円の増額は、ふるさと応援寄附金の増額によるものでございます。

16ページをお開きください。

第18款繰入金450万円の増額は、ふるさと応援基金繰入金の追加計上によるものでございます。

17ページをごらんください。

第19款繰越金1億2,130万円の増額は、前年度繰越金でございます。

18ページをお開きください。

第20款諸収入2,800万円の増額は、雑入において、コミュニティ助成金を250万円増額、デマンドタクシー運賃収入を450万円減額、その他雑入を3,000万円増額することによるものでございます。

19ページをごらんください。

第21款町債は4,620万円の増額でございます。

これは、第1項町債、第1目総務債において、交通政策事業債を450万円、仲南支所周辺整備事業債を470万円増額、第4目農林水産業債において、小規模ため池防災対策特別事業債を130万円増額、第6目土木債において、道路改良事業債、河川整備事業債、合わせて2,410万円の増額、さらに第9目の災害復旧事業債において、道路橋梁及び

河川災害復旧事業の財源として、合わせて1, 160万円追加計上したことによるものでございます。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

20ページをお開きください。

第2款総務費は2, 000万円の増額でございます。

これは、第1項総務管理費、第6目企画管理費において、ふるさと応援寄附金に対する返礼手数料を1, 100万円追加計上、第7目の自治振興費において、デマンドタクシー運行事業委託料及び地方生活バス助成事業補助金、合わせて1, 600万円を負担金に組み替え、コミュニティ助成事業補助金を250万円増額し、第8目交通安全対策費において、交通安全施設整備工事費を100万円増額、第15目支所及び出張所費において、マイクロバス運転業務委託料を50万円増額し、仲南支所周辺整備工事費に500万円増額するものでございます。

21ページをごらんください。

第3款民生費は938万6, 000円の増額でございます。

これは、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費において、社会福祉管理費を7万4, 000円増額し、第2目老人福祉費において、地域福祉空間整備事業交付金を100万円追加計上、さらに、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費において、児童福祉管理費を10万円、少子化対策費を150万円増額し、第5目認定こども園費において、修繕料、賄材料費を合わせて341万2, 000円増額、施設修繕工事設計等委託料を250万円追加計上し、施設改修工事費を80万円増額するものでございます。

22ページをお開きください。

第6款衛生費は330万5, 000円の増額でございます。

これは、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費において、かりんバス運転業務委託料を61万2, 000円増額、第2目予防費において、予防接種業務委託料を127万円増額、第4目環境衛生費において、環境衛生管理費を40万円、火葬事業費を27万6, 000円増額し、第2項清掃費、第3目分別収集事業費において、資源ごみ分別収集業務委託料を69万2, 000円、第4目環境美化事業費において、不法投棄廃棄物撤去処分業務委託料を5万5, 000円増額するものでございます。

23ページをごらんください。

第6款農林水産業費は7, 840万円の増額でございます。

これは、第1項農業費、第4目畜産業費において、畜産クラスター事業補助金を3, 500万円新規追加計上、第5目農地費において、委託料を初めとして農道水路管理費を1, 972万円増額し、小規模ため池防災特別対策事業費を443万円増額するものでございます。

また、第6目農村環境改善センター費において、修繕料を220万円増額し、第2項林業費、第1目林業総務費において、全国育樹祭実行委員会補助金を505万円増額、第2

目林道事業費において、林道維持補修工事費900万円など、林道維持管理事業費全体として1,200万円の増額をするものでございます。

24ページをお開きください。

第7款商工費は70万円の増額でございます。

これは、第1項商工費、第2目観光費において、観光振興事業費のうち修繕料70万円を増額するものでございます。

25ページをごらんください。

第8款土木費は6,109万円の増額でございます。

これは、第2項土木管理費、第2目道路橋梁維持費において、維持補修事業費を合わせて3,480万円増額し、第3目道路橋梁新設改良費において、町道改良工事費など単独町費事業費を1,000万円増額、さらに、第3項河川費、第3目河川改良費において、工事費を450万円増額、第4項都市計画費、第2目公園費においては、舗装工事費など公園施設管理費を859万円増額し、第5項住宅費、第1目住宅管理費においては、修繕料等合わせて320万円を増額するものでございます。

26ページをお開きください。

第10款教育費は1,201万2,000円の増額でございます。

これは、第2項小学校費、第1目学校管理費において、小学校管理運営費の修繕料等を655万円増額、第3項中学校費において、第1目学校管理費で施設設備保守管理委託料など合わせて135万円増額、第2目教育振興費において、心の交流事業補助金を22万円新規追加計上し、第5項社会教育費、第2目公民館費においては、臨時嘱託賃金など公民館施設管理運営費を合わせて389万2,000円増額いたしております。

27ページをごらんください。

第11款災害復旧費は4,680万2,000円の増額でございます。

これは、第2項土木災害復旧費、第1目公共土木施設災害復旧費において、土木災害復旧事業費として道路橋梁及び河川災害復旧費、合わせて4,680万2,000円を増額するものでございます。

28ページをお開きください。

第13款諸支出金は4,800万円の増額でございます。

これは、第3項基金費、第14目ふるさと応援基金費において1,800万円の増額、第18目学校教育振興基金費において3,000万円を新規追加計上するものでございます。

なお、29ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お目通しのほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上、議案第7号 平成28年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第24 議案第8号 平成28年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算 (案)第1号

○田岡秀俊議長 日程第24、議案第8号 平成28年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)第1号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第8号 平成28年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)第1号につきまして御説明申し上げます。

33ページをお開きください。

第1条第1項事業勘定の予算額に歳入歳出それぞれ30万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,210万5,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書41ページをお開きください。

歳入では、第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第6目システム開発費等補助金のうち制度関係業務準備事業費補助金を30万5,000円新規追加計上いたしております。

42ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費において、中讃広域行政事務組合負担金を30万5,000円増額いたしております。

以上、議案第8号 平成28年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)第1号について御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号 平成28年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第9号 平成28年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号

○田岡秀俊議長 日程第25、議案第9号 平成28年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第9号 平成28年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号につきまして御説明申し上げます。

45ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出それぞれ7,879万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,029万6,000円とするものでございます。

事項別明細書53ページをお開きください。

歳入では、第10款繰越金、第1項繰越金において、前年度繰越金を7,879万6,000円増額いたしております。

54ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金において、償還金を7,879万6,000円増額しております。

以上、議案第9号 平成28年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号 平成28年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○田岡秀俊議長 日程第26、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、諮問第1号の人権擁護委員候補の推薦について、その提案理由を申し上げます。

人権擁護委員候補として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、まんのう町東高篠587番地3、氏名、久留嶋一之、生年月日、昭和29年11月30日生まれ。

もう一方でございます。

住所、まんのう町吉野421番地1、氏名、有信隆雄、生年月日、昭和26年10月9日生まれ。

人権擁護委員は、人権擁護委員法を根拠として、人権に関する啓発活動や相談活動等を行っており、全国の市町村を区域に設置されております。まんのう町におきましては、現在、8名の人権擁護委員が法務大臣より委嘱されておるところでございます。

また、人権擁護委員の任期は3年であり、高篠地区、今田宏氏が平成29年1月1日で任期満了になりますことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づいて、高篠地区の久留嶋一之氏を後任者として推薦するものでございます。

同氏は、地域において積極的にさまざまな活動に参加し、地域社会で信頼されておま

す。人権に対する理解に加え、誰からも慕われる人格や見識及び中立公正さを兼ね備えていることから適任であると考えております。

次に、吉野地区、五味孝氏が平成29年1月1日で任期満了になりますので、人権擁護委員法第6条第3項に基づいて、吉野地区の有信隆雄氏を後任者として推薦するものでございます。

同氏は、各種の人権啓発活動に積極的に参加し、人権擁護委員としての熱意、人権に対する理解に加え、地域社会で信頼されるに足りる人格見識や中立公正さを兼ね備えていることから適任であると考えております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りします。

諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決いたしたいと思っております。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、9月6日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午後2時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年9月5日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員